

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休む日、  
かきおき  
の翌日)

## 目 次

◇告 示 悪臭防止法による規制地域の指定等（環境保全課）

## 告 示

### 鳥取県告示第三百七号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第三条の規制地域並びに第四条第一号及び第二号の規制基準を次のとおり定め、平成五年四月一日から施行する。

その関係図面は、鳥取県衛生環境部環境保全課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十八年十月鳥取県告示第七百六十七号、昭和四十九年七月鳥取県告示第五百七十一号、昭和五十六年三月鳥取県告示第二百八十三号、昭和五十六年三月鳥取県告示第二百八十四号、昭和五十六年三月鳥取県告示第

### 一 規制地域

二百八十五号、昭和五十八年六月鳥取県告示第五百十三号、昭和五十八年六月鳥取県告示第五百十四号及び昭和五十九年四月鳥取県告示第三百五十九号は、平成五年三月三十一日限り廃止する。  
平成五年三月二十六日  
鳥取県知事 西 尾 邑 次

市町村名	規制地域の区分	区 域
鳥取市	A区域	相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、相生町四丁目、青葉町一丁目、青葉町二丁目、青葉町三丁目、秋里の一部、今町一丁目、今町二丁目、岩倉の一部、上町の一部、永楽温泉町、江崎町、江津の一部、戎町、扇町、大榎町、大杣の一部、桶屋町、面影一丁目、御弓町、海蔵寺の一部、覚寺の一部、掛出町、紙子谷の一部、鍛冶町、片原一丁目、片原二丁目、片原三丁目、片原四丁目、片原五丁目、桂見の一部、香取の一部、叶の一部、叶一丁目、上魚町、賀露町の一部、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目、川端五丁目、瓦町、行徳、雲山の一部、栗谷町の一部、玄好町、寿町、湖山町の一部、湖山町北一丁目、湖山町北二丁目、湖山町北三丁目、湖山町北四丁目、湖山町北五丁目、湖山町北六丁目、湖山

町西一丁目的一部、湖山町東一丁目的一部、湖山町東五丁目的一部、湖山町南一丁目的一部、湖山町南二丁目的一部、湖山町南三丁目的一部、湖山町南四丁目的一部、湖山町南五丁目的一部、材木町、幸町の一部、栄町、桜谷の一部、生山の一部、尚徳町、正蓮寺の一部、職人町、新の一部、新町、新品治町、末広温泉町、大覚寺の一部、大工町頭、滝山の一部、田島の一部、立川町一丁目的一部、立川町二丁目、立川町三丁目的一部、立川町四丁目的一部、立川町五丁目的一部、立川町六丁目、立川町七丁目的一部、茶町、寺町、田園町一丁目、田園町二丁目、田園町三丁目、田園町四丁目、天神町の一部、徳尾の一部、徳吉の一部、富安の一部、富安二丁目的一部、富安三丁目、中町、二階町一丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、二階町四丁目、西大路の一部、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、西品治の一部、馬場町の一部、浜坂の一部、浜坂一丁目的一部、浜坂二丁目的一部、浜坂三丁目、浜坂四丁目的一部、浜坂五丁目、浜坂六丁目、浜坂七丁目的一部、浜坂東一丁目、東町一丁目的一部、東町二丁目的一部、東町三丁目的一部、東今在家の一部、東品治町、伏野の一部、布勢の一部、古市の一部、古海の一部、卯垣、卯垣一丁目的一部、卯垣二丁目、卯垣三丁目、卯垣四丁目、卯垣五丁目、庖丁人町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、松並町一丁目、松並町二丁目、

C区域

松並町三丁目、松原の一部、的場の一部、丸山町の一部、三津の一部、南町、南吉方三丁目的一部、美萩野一丁目、美萩野二丁目、美萩野三丁目的一部、宮長の一部、元町、元魚町一丁目、元魚町二丁目、元魚町三丁目、元魚町四丁目、元大工町、薬師町、安長の一部、弥生町、湯所町一丁目的一部、湯所町二丁目、吉岡温泉町の一部、吉方町一丁目、吉方町二丁目、吉方温泉一丁目、吉方温泉二丁目、吉方温泉三丁目、吉方温泉四丁目的一部、吉成の一部、吉成一丁目、吉成二丁目的一部、吉成三丁目的一部、吉成南町一丁目的一部、吉成南町二丁目的一部、六反田の一部、若桜町、若葉台北六丁目、若葉台南一丁目、若葉台南二丁目、若葉台南五丁目及び若葉台南六丁目

秋里の一部、岩吉の一部、大杓の一部、香取の一部、叶の一部、叶一丁目的一部、賀露町の一部、雲山の一部、興南町、五反田町、湖山町東二丁目、湖山町東三丁目、湖山町東四丁目、湖山町東五丁目的一部、幸町の一部、商栄町、正蓮寺の一部、新の一部、大覚寺の一部、立川町五丁目的一部、立川町七丁目的一部、千代水一丁目、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目、津ノ井の一部、天神町の一部、徳尾の一部、徳吉の一部、富安の一部、富安二丁目的一部、南栄町、祢宜谷の一部、久末の一部、船木の一部、古市の一部、古海の一部、的場の一部、南隈の一部、南吉方一丁目、

	<p>米子市</p>
<p>A 区域</p>	<p>南吉方二丁目、南吉方三丁目的一部、宮長の一部、安長の一部、吉方、吉方温泉四丁目的一部、吉成の一部、吉成二丁目的一部、吉成三丁目的一部及び若葉台南七丁目</p>
	<p>青木の一部、朝日町、愛宕町の一部、安倍の一部、岩倉町、陰田町の一部、内町の一部、大谷町の一部、尾高町、皆生の一部、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目的一部、皆生新田三丁目的一部、角盤町一丁目、角盤町二丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目、勝田町、兼久の一部、上後藤一丁目、上後藤二丁目、上後藤三丁目、上後藤四丁目、上後藤五丁目、上後藤六丁目、上後藤七丁目、上後藤八丁目、上福原の一部、加茂町一丁目、加茂町二丁目、蚊屋の一部、観音寺の一部、祇園町一丁目的一部、祇園町二丁目的一部、義方町、錦海町一丁目、錦海町二丁目、錦海町三丁目、車尾の一部、久米町、糍町一丁目的一部、糍町二丁目、紺屋町、三本松一丁目、三本松二丁目、三本松三丁目、三本松四丁目、塩町、昭和町の一部、末広町の一部、諏訪の一部、大工町、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、茶町、寺町、天神町一丁目、天神町二丁目、道笑町一丁目、道笑町二丁目、道笑町三丁目的一部、道笑町四丁目的一部、長砂町の一部、中町、中島の一部、永江、灘町一丁目的一部、灘町二丁目的一部、灘町三丁目的一部、西町、錦町一丁目、錦町二丁目、錦</p>
	<p>C 区域</p> <p>町三丁目的一部、西倉吉町、西福原の一部、博勞町一丁目、博勞町二丁目、博勞町三丁目、博勞町四丁目、旗ヶ崎一丁目、旗ヶ崎二丁目的一部、旗ヶ崎三丁目、旗ヶ崎四丁目、旗ヶ崎五丁目、旗ヶ崎六丁目的一部、旗ヶ崎七丁目的一部、旗ヶ崎八丁目、旗ヶ崎九丁目、花園町の一部、万能町、東町、東倉吉町、東福原の一部、東山町、彦名町の一部、日野町、日ノ出町一丁目、福市の一部、富士見町、富士見町一丁目、富士見町二丁目、法勝寺町、三旗町、美吉の一部、明治町、目久美町の一部、弥生町の一部、陽田町、四日市町、米原の一部、米原一丁目的一部、米原二丁目的一部、米原四丁目的一部、米原五丁目的一部、米原六丁目、米原七丁目的一部、米原八丁目、米原九丁目的一部及び両三柳の一部</p> <p>安倍の一部、陰田町の一部、内町の一部、大篠津町の一部、大谷町の一部、蚊屋の一部、糍町一丁目的一部、昭和町の一部、末広町の一部、道笑町三丁目的一部、富益町の一部、中島の一部、灘町一丁目的一部、灘町二丁目的一部、灘町三丁目的一部、錦町三丁目的一部、旗ヶ崎、旗ヶ崎二丁目的一部、旗ヶ崎六丁目的一部、旗ヶ崎七丁目的一部、花園町の一部、東福原の一部、日ノ出町一丁目的一部、日ノ出町二丁目、美吉の一部、目久美町の一部、弥生町の一部、吉岡の一部、米原の</p>

		倉吉市	
		A区域	
		一部、米原一丁目の一部、米原二丁目の一部、米原三丁目、米原四丁目の一部、米原五丁目の一部、米原七丁目の一部、米原九丁目の一部、夜見町の一部、両三柳の一部及び和田町の一部 葵町の一部、上井の一部、上井町二丁目、上井町二丁目、旭田町の一部、伊木の一部、生田の一部、巖城の一部、魚町、上灘町、越中町、円谷町の一部、大原の一部、大平町、海田西町、海田東町の一部、海田南町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、金森町の一部、河北町、上余戸の一部、鴨川町の一部、河原町の一部、北野の一部、広栄町、荒神町、越殿町、小田の一部、幸町の一部、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目の一部、下田中町の一部、下古川の一部、下余戸の一部、秋喜の一部、昭和町一丁目、昭和町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新田の一部、新陽町、住吉町の一部、清谷の一部、瀬崎町、大正町、大正町二丁目、一丁目、駄経寺町の一部、駄経寺町二丁目、天神町、研屋町、中河原の一部、仲ノ町の一部、西町、西岩倉町、西倉吉町の一部、西仲町、西福守町の一部、八幡町の一部、馬場町の一部、東町、東巖城町の一部、東岩倉町、東昭和町、東仲町、広瀬町、福庭の一部、福光の一部、福守町の一部、福吉町、福吉町二丁目の一部、丸山町の一部、みどり町の一部、湊町の一部、南昭和町、宮川町、宮川町二丁目の一部、見日町の一部、	
		境港市	
国府町		C区域	
A区域	C区域	明治町、明治町二丁目の一部、八屋の一部、山根の一部、余戸谷町の一部、米田町の一部、米田町二丁目の一部、和田の一部及び和田東町の一部 大塚の一部、鴨川町の一部、国府の一部、秋喜の一部、秋喜西町、新田の一部、清谷の一部、西福守町の一部、福庭の一部、福光の一部、福守町の一部及び不入岡の一部 相生町、上道町の一部、朝日町、栄町、京町、幸神町、小篠津町の一部、佐斐神町の一部、財ノ木町の一部、三軒屋町の一部、東雲町、芝町の一部、清水町、昭和町の一部、末広町、誠道町、大正町、高松町の一部、竹内町の一部、竹内団地の一部、外江町の一部、中町、中野町の一部、新屋町の一部、入船町、蓮池町、花町、馬場崎町、浜ノ町、東本町、日ノ出町、福定町の一部、本町、松ヶ枝町、岬町、湊町、美保町、表垣町の一部、明治町、元町、森岡町の一部、弥生町、米川町及び渡町の一部 稲葉丘一丁目、稲葉丘二丁目、稲葉丘三丁目、大字奥谷の一部、奥谷一丁目、奥谷二丁目、奥谷三丁目、新通り三丁目、新町一丁目、新町二丁目、分上一丁目、分上二丁目、分上三丁目、分上四丁目、大字町屋の一部、宮下及び大字宮下の一部	

			船岡町			郡家町			福部村			岩美町				
C区域		B区域	A区域	C区域			A区域	C区域		B区域	A区域	C区域				
大字郡家の一部及び大字船岡の一部		大字郡家の一部、大字福井の一部及び大字見櫛中の一部	大字坂田の一部、大字下濃の一部及び大字船岡の一部	米岡の一部 の一部分、大字万代寺の一部、大字宮谷の一部及び大字堀越の一部、大字土師百井の一部、大字福本の一部、大字下門尾の一部、大字久能寺の一部、大字郡家の一部、大字下門尾の一部、大字土師百井の一部、大字福本の一部、大字掘越の一部、大字万代寺の一部、大字宮谷の一部及び大字米岡の一部			大字池田の一部、大字井古の一部、大字石田百井の一部、大字稲荷の一部、大字大坪の一部、大字奥谷の一部、大字下坂の一部、大字門尾の一部、大字園中の一部、大字久能寺の一部、大字郡家の一部、大字下門尾の一部、大字土師百井の一部、大字福本の一部、大字掘越の一部、大字万代寺の一部、大字宮谷の一部及び大字米岡の一部		大字海士の一部及び大字高江の一部		大字網代の一部、大字岩本の一部、大字大谷の一部、大字恩志の一部、大字河崎の一部、大字高山の一部、大字田後の一部、大字新井の一部及び大字本庄の一部		大字浦富の一部、大字大羽尾の一部、大字陸上の一部、大字小羽尾の一部及び大字牧谷の一部		新通り一丁目、新通り二丁目及び新通り四丁目 大字岩井の一部、大字浦富の一部及び大字新井の一部	
			気高町			佐治村			用瀬町			八東町				
C区域		A区域			C区域			A区域	C区域		C区域		B区域			
大字飯里の一部、大字会下の一部、大字奥沢見の一部、大字下石の一部、大字上光の一部、大字上原の一部、大字郡家の一部、大字酒津の一部、大字重高の一部、大字下坂本の一部、大字下原の一部、大字下光元の一部		大字奥沢見の一部、大字勝見の一部、北浜一丁目、北浜二丁目、北浜三丁目、大字下坂本の一部、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、大字日光の一部、大字浜村の一部、大字宝木の一部、大字八束水の一部及び大字八幡の一部			大字尾際の一部、大字加瀬木の一部、大字加茂の一部、大字中の一部、大字福園の一部及び大字古市の一部			大字用瀬の一部	大字岩瀨の一部、大字北山の一部、大字小別府の一部、大字才代の一部、大字徳丸の一部、大字富枝の一部、大字東の一部、大字南の一部、大字安井宿の一部及び大字用呂の一部		大字今在家の一部、大字徳吉の一部、大字長瀬の一部、大字曳田の一部、大字袋河原の一部及び大字山手の一部		大字河原の一部、大字谷一木の一部、大字長瀬の一部及び大字渡一木の一部			



大山町	A区域		国信の一部、末長の一部及び所子の一部
	B区域		大字倉谷の一部、大字小竹の一部、大字豊成の一部、大字名和の一部、大字西坪の一部、大字東坪の一部及び大字御来屋の一部
	C区域		御崎の一部
中山町	B区域		塩津の一部
	C区域		御崎の一部
	備考 この表に掲げる区域は、平成五年三月二十六日における町及び字の区域によるものとする。		

二 規制基準

悪臭防止法第四条第一号の規制基準は、一の規制地域の区分及び悪臭物質の種類ごとにそれぞれ次の表に定める値(単位PPm)を大気中の濃度の許容限度とすることとし、同条第二号の規制基準は、その値を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号)第二条に定める方法により算出して得た流量を許容限度とすることとする。

C区域	B区域	A区域	規 制 の 地 域 分 区 分	悪 臭 物 質
五	二	一		アンモニア
〇・〇一	〇・〇〇四	〇・〇〇二		メチルメルカプタン
〇・二	〇・〇六	〇・〇二		硫化水素
〇・二	〇・〇五	〇・〇一		硫化メチル
〇・〇〇九	〇・〇〇九	〇・〇〇九		二硫化メチル
〇・〇七	〇・〇二	〇・〇〇五		トリメチルアミン
〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五		アセトアルデヒド
〇・四	〇・四	〇・四		スチレン
〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三		プロピオン酸
〇・〇〇一	〇・〇〇一	〇・〇〇一		ノルマル酪酸
〇・〇〇〇九	〇・〇〇〇九	〇・〇〇〇九		ノルマル吉草酸
〇・〇〇一	〇・〇〇一	〇・〇〇一		イソ吉草酸

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】